

# 令和 7 年度第 1 回 京都府最低賃金専門部会

## 議事録

令和 7 年 7 月 31 日（木）

午後 2 時 00 分～午後 2 時 55 分

ハートピア京都 第 4 会議室

京 都 労 働 局  
京都地方最低賃金審議会

## 京都地方最低賃金審議会

### 令和7年度 第1回 京都府最低賃金専門部会

令和7年7月31日（木） 午後2時00分～2時55分  
(京都府立総合社会福祉会館 ハートピア京都第4会議室)

●労側委員、■使側委員、○公益、事務局

#### ○川部賃金室長

そうしましたら、皆様、午前の本審から引き続き、ご苦労さまです。

ただいまから、第1回京都府最低賃金専門部会を開催いたします。

部会長及び部会長代理が選出されるまでの間、事務局で進行をさせていただきます。

本日の出席状況について、ご報告させていただきます。

公益代表委員2名、労働者代表委員2名、使用者代表委員3名、総計7名の出席につき、本日の専門部会は有効に成立しています。

また、前年度審議会での確認により、令和7年度から、第1回専門部会の議事を公開とすることに決定しましたので、本日は傍聴人3名が傍聴されていることをご報告申し上げます。

また議事録を作成させていただきますので、業者の方が同席をされています。

続きまして、本日は今年度最初の地賃専門部会の開催となりますので、小笠原労働基準部長からごあいさつを申し上げます。

#### ○小笠原労働基準部長

お世話になっております。本年度の京都府最低賃金専門部会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、京都府最低賃金専門部会委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。

この京都府最低賃金の改正につきましては、7月17日の第1回本審議会におきまして、京都労働局長から京都府最低賃金改正の諮問をさせていただいて、そして当専門部会を設置させていただいたところでございます。

委員の皆様方におかれましては、本日以降、猛暑の中、ご審議をいただくことになります。大変ご苦労をいただきます、ご負担をおかけすることになりますが、この京都府最低賃金の改正決定に向かまして、ご審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○川部賃金室長

続きまして、部会長及び部会長代理の選任に移ります。

部会長及び部会長代理の選任につきましては、最低賃金法第25条第4項により、最賃法24条を準用しまして、部会長及び部会長代理は、公益を代表する委員のうちから委員が選出することになっております。

従来から、公益委員でご協議をいただき、その結果を受けて、委員の皆様のご承認をいただいており、今回も同様の方法で選任させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

●■○各側委員

(異議なし。)

○川部賃金室長

ありがとうございます。

それでは、公益委員の皆様には、予めご協議いただいておりますので、事務局からご報告させていただきます。

部会長には櫻井委員、部会長代理には河原委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

●■○各側委員

(異議なし。)

○川部賃金室長

ありがとうございます。

それでは、櫻井部会長、この後の進行をよろしくお願ひいたします。

●櫻井部会長

部会長に選出していただきました櫻井純理です。

立命館大学の産業社会学部というところで社会政策科目を担当しております教員です。

不慣れではありますけれども、どうぞ皆様よろしくお願ひします。

では、早速ですけれども、議事に入る前に議事録署名人を決めたいと存じます。

労使双方、どなたか署名していただけますでしょうか。

では、(労働代表委員は) 門野委員、お願ひします。

はい、(使用者代表委員は) 石垣委員、よろしくお願ひいたします。

それでは、京都府最低賃金の改正審議にあたりまして、基礎資料を事務局のほうからご提出いただいておりますので、資料の説明をお願いいたします。

### ○川部賃金室長

それでは、資料について説明を申し上げます。

まず、専門部会の資料の議事次第と資料一覧というものをお出しいただきまして、1ページ目の資料ナンバー1は専門部会委員の名簿になっております。2ページ目の資料ナンバー2は、京都地方最低賃金審議会京都府最低賃金専門部会運営規程になっています。

次に、4ページ以降の資料ナンバー3の賃金実態調査結果（令和7年度）をご覧ください。

これは毎年お示ししている統計資料で、経済センサス活動調査を母集団の情報として、その中から調査対象となる事業場を抽出調査したものになります。

この調査の対象についてですが、6ページの（令和7年度）賃金実態調査についての説明資料を見ていただきまして、この調査の対象は、一番上段にありますように、京都府内に所在する事業場で、製造業、新聞業・出版業は100人未満、それ以外の業種は30人未満の事業場を対象としております。

調査内容は、本年6月分賃金に関する事項になります。

有効回答事業場数は、1009事業場、労働者数は1万447人となっております。

次に8ページ以降の総括表（1）というものがありますが、これは規模別・年齢別の表になっております。

飛びまして、次に29ページ以降の総括表（2）というものがありますが、こちらは男女別・年齢別の表となっております。そして、総括表（1）と（2）は、それぞれ就業形態を全体、一般、パートの3種類に分けてデータが掲載されています。

例えば8ページの表を開けていただきまして、上部欄外には①全ての労働者とありますが、これは一般労働者とパート労働者を合わせた合計数のデータとなります。

次に、15ページを見ますと、上部欄外には②一般労働者とあり、ここはパートを除く労働者数のデータが記載されております。

そして、22ページを開けていただきまして、ここからは、上段に「③パート労働者」とありますように、パート労働者のみの数値が記載しております。

まず、8ページの総括表（1）をご覧ください。

総括用の見方ですが、一番左の列に、時間当たり所定内賃金額があり、そこから右側へ順に、合計、さらに右へいきますと、事業所規模が1から9人、10から29人、30人以上の欄があります。各欄の人数は、その額以下の累計数になつ

ております。

例えば 1,057 円という欄を見ていただきますと、1,057 円以下には、全体の 2 (※修正後 1.9) パーセントの労働者がいることを示しています。

また規模別に見ますと、1 から 9 人には 2.9 パーセント、10 から 29 人には 1.3 (※修正後 1.2) パーセント、30 人以上には 1.9 (※修正後 1.3) パーセントの労働者がいるということを示しております。

1,057 円の欄を例に、総括表の見方を説明しましたが、8 ページの表は、一般労働者とパート労働者を合わせた①全ての労働者の数字ですので、現行最低賃金の 1,058 円より下の 1,057 円以下には、2 (※修正後 1.9) パーセントの労働者がいるということを示しております。この 2.0 (※修正後 1.9) パーセントが、いわゆる未満率になります。

この説明でご理解いただけたと思いますが、未満率とは、最低賃金を改正する前に最低賃金額を下回っている労働者の割合のことになります。

次に、パートを除く一般労働者で未満率を見てみると、15 ページの②一般労働者の 1,057 円以下のところを見ていただきますと、2.0 (※修正後 1.9) パーセントの労働者がいます。規模別にみると、1 から 9 人が 2.3 (※修正後 2.4) パーセント、10 から 29 人が 1.8 (※修正後 1.6) パーセント、30 人以上が 2.2 (※修正後 1.6) パーセントとなっています。

次に、22 ページの③パート労働者において未満率を見ると、1,057 円以下には 2.0 (※修正後 1.9) パーセントの労働者がおり、1 から 9 人が 4.0 (※修正後 3.9) パーセント、10 から 29 人が 0.8 パーセント、30 人以上は 0.0 パーセントですが、人数としては 1 (※修正後 4) 名おられます。

次に、影響率について説明します。影響率とは、最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回る労働者の割合のことです。

例えば、先ほどの 8 ページを開けていただきまして、仮に総括表（1）の一番下の欄にあります 1,070 円に最低賃金が改正された場合、その額より 1 円低い 1,069 円の欄以下の労働者の累計が全体の 12.7 (※修正後 12.3) パーセントの割合となり、これが影響率となります。この場合の規模別の影響率は、合計欄の右側の欄に、左から順に 3 区分で示された 14.1 パーセント、13.0 (※修正後 12.6) パーセント、5.5 (※修正後 4.9) パーセントになります。

29 ページの総括表（2）は、先ほど申し上げたとおり男女別・年齢別でデータが掲載されていますが、説明は省略させていただきます。

次に資料の 47 ページ以降には、総括表をまとめたグラフをつけています。47 ページの第 1 表は、就業形態別の表となっております。最低賃金額と 1 円低い額との段差以外では、例えば 1,059 円と 1,060 円との段差のように、10 円区切りの額で段差が見て取れます。パートでは、時給で賃金が示されますので、区切り

のよい時間額で差が生じるのではないかと推察されます。

次に、50 ページの第4表を開けていただけますでしょうか。分位数というのが記載をされています。左の列にある、第1・20 分位数とは、下位から 20 分の 1、すなわち下位 5 パーセントの値となります。この表で 52 ページを開けていただきますと、パートの第1・20 分位数は 1,058 円となっておりまして、下位 10 パーセントの第1・10 分位数も 1,058 円ですので、パートの下位 10 パーセント程度は、最賃近傍の時給で働いておられるということが示されていると思います。

53 ページには、資料ナンバー4、京都府最低賃金の推移という資料をつけておりますので、審議の際の参考にしていただければと思います。

事務局のほうからは、以上、資料説明とさせていただきます。

※文中の( )内の数値は、本年 10 月末に資料No.3 「令和 7 年度賃金実態調査結果」の数値誤りが判明したため、引用した数値が誤っている箇所に修正後の数値を加筆したもの。

#### ○櫻井部会長

どうもありがとうございました。

ただいまのデータの説明で、特に未満率と影響率にかかる説明を中心にしていただきました。

何か各委員から、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいですか。

では、ご意見がないようですので、先に進めてよろしいですか。

それでは、議事を進めます。

次の議題に移ります。京都府最低賃金の改正について、ここから議論させていただきたいと思います。

#### ■沼田委員

すみません。これってもう中身に入っていこうという話になるんですかね。

#### ●櫻井部会長

はい。もし、資料についてご質問がありましたら、今、お願ひいたします。

#### ■沼田委員

よろしいですかお願ひがあります。中賃で令和 7 年の賃金改定状況調査結果が、出されております。企業の支払能力を示す数字として、中賃で扱われている調査結果です。

中身を見ていきますと、それぞれの事業所等に対して賃金がどれだけ上昇しているかということで、厚生労働省が6月1日現在の数字として出された調査結果があります。これは厚労省が調査をされた結果として賃金がどれだけ上がっているかというものがでているものです。

いろいろな経済団体においても賃金がどれだけ上がったか、春闘の結果はどうだったかというような形で、例えば5.26パーセント上がっているとか、4.70パーセント、4.38パーセントとか、そういう数字がそれぞれの組織から出されてます。厚労省が、実際に、正式に調べて出された数字ですので、これを資料として提出していただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

○櫻井部会長

今ご指摘がありましたのは、厚労省が6月1日現在のデータとして発表されている令和7年の賃金改定の調査結果というものですね。

■沼田委員

はい。賃金改定状況調査結果です。

○櫻井部会長

これに関しまして、この厚労省の調査結果のデータを共有していただきたいという、そういうご要望であったと思います。

○川部賃金室長

インターネットで中賃の資料を確認しましたところ、第2回の目安小委員会で、令和7年賃金改定状況調査結果というのが示されております。これのことですか。

■沼田委員

そうですね、はい。

○川部賃金室長

わかりました。資料を印刷します。

○櫻井部会長

いつ、それは共有していただけますか。

○本間賃金室長補佐

委員がおっしゃっているのは、改定調査のいわゆる第4表のことでしょうか。

■沼田委員

いろいろありますけれども、いただきたいのは第4表です。

○本間賃金室長補佐

第4表、趣旨的には、これは全国版だと思うんですけれども、おそらく委員がおっしゃっているのは、京都のものでは。

■沼田委員

それを後でお願いしようかと思ったんですけども。

○本間賃金室長補佐

ではないのですね。ひとまずはこの中賃が出している第4表ですね。

■沼田委員

今すぐには、京都のデータというのは出していただけないだろうと思ったので、とりあえずは全国の調査結果をいただきたいと思います。

それで、これを読んでいると、Aランク、Bランク、Cランクとあります、各都道府県がランク付けされています。京都はBランクになるんですけれども。そのランク付けに応じて数字があるとなると京都の数字もあるように推察され、あるのならあわせて提出いただきたいと思います。

○本間賃金室長補佐

それについては、本省のほうで開示してもらえるかどうかをまた確認をいたします。

■沼田委員

はい。

○櫻井部会長

ではさしあたり、第4表のデータは、どうしましょうか、いつ共有していただきましょうか。

○川部賃金室長

では、今日中に、下で印刷させていただき、お配りします。

○櫻井部会長

では、この会議の時間中にお願いしてよろしいでしょうか。

○川部賃金室長

はい、そのようにします。

○櫻井部会長

お手数をおかけします。

ほかにございますか。

●大西（幹）委員

資料のお願いということでおよろしいですか。

去年もお願いしたのですけれども、去年は中賃のところで、物価指数の頻繁に購入する品目で、たしか去年も同じく中賃で出ている、まったく同じものではないけれども、それに近い状態のものを京都版に起こしていただいたと思います。また今年もそれを出していただけたらと思います。

それと、その頻繁に購入する品目には、たしかお米が入っていないと思います。

■沼田委員

それは頻繁には買わないですよね、お米は。

●大西（幹）委員

それで、そのお米、つまり食料品になると思うのですが、そのあたりの物価指数がわかるようなものもあればお願いしたいと思います。

○川部賃金室長

消費者物価指数における頻繁に購入する品目は、年間15回以上購入するという定義があつて区分されているので、米が外れています。たぶん集計される際に、米を考慮した数字というのは出しようがないと思います。食料品では集計としては出ていると思うので、そうしたものでよろしいでしょうか。

●大西（幹）委員

はい。

○川部賃金室長

はい、わかりました。

●大西（幹）委員

それと、頻繁に購入する品目の京都版もお願いします。

●沼田委員

昨年京都版をいただいたのでは。

○川部賃金室長

去年の資料を確認して同じように提供を求められるということですね。

●大西（幹）委員

はい。たしか同じものにはならないけれど、近いものでということで作っていただいたように思います。

●門野委員

これは去年のです。

（ご自身が保管されていた資料を提示）

○本間賃金室長補佐

（提示された資料を）コピーさせていただいてもよろしいですか。

●大西（幹）委員

だいじょうぶです。

○川部賃金室長

中賃資料に食料品だけをピックアップしたものが出ていましたので、併せて共有させていただきます。

○櫻井部会長

では、そちらも次回にご準備いただけますか。

○川部賃金室長

はい。整理させていただいたうえでお示しします。

○櫻井部会長

では、よろしくお願ひいたします。

他に何か、ご要望を含めてご意見、ご質問などはございますか。

●■○各側委員

(意見等なし。)

○櫻井部会長

よろしいですか。

では、議題を先に進めさせていただきます。京都府最低賃金の改正についてです。

本日時点で、目安の答申は示されておりませんが、最初に労働者側、使用者側双方から、本年度の最賃改正額の審議に向けた基本的な考え方や方針などについて、お伺いしておきたいと思います。

それでは、労働者側、使用者側の順でお願いいたします。

●大西（幹）委員

まず今年度、政府がまとめた『新しい資本主義実行計画改訂版（新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版）』におきまして、2029 年度までの 5 年間で、実質賃金で年 1 パーセント程度の上昇を賃上げの新たな水準の社会通念として我が国に定着させることを目標に掲げて、さらに最低賃金についても、2020 年代に全国平均 1,500 円という高い目標に向けてたゆまぬ努力を継続すると、目標を掲げています。この目標を念頭に、この審議会においても真摯な議論を進めていきたいと考えております。

さらに、今春闘で、連合の集計で（賃上げ率）5.26 パーセント、昨年を上回る結果が出ています。京都におきましても、我々、連合京都のほうで集計したものでは 5.15 パーセントと、昨年には及ばない回答水準ですが、高い水準を維持しています。

これは、京都における労使の皆さん方が、人材不足や会社を維持することを加味し、議論を重ねた結果だと考えております。これは、未来を見据え、この京都の地で事業活動を継続するために導き出された水準であると考えております。この流れを未組織の労働者の方、さらには最賃近傍で働く皆さんの労働条件の向上へと波及させる必要があると思っております。

今朝の本審議会の中でも、皆さん、物価のことをたくさんおっしゃっておられたと思います。消費者物価指数が高止まりしているような状態がずっと続いていることや米騒動というようなこともあります。さらには、命にかかるエア

コンとか光熱費の問題ですね。そういったことも、最低賃金近傍で働く人たちには大きなダメージを与えています。そういうことによって、確かに生活が厳しくなっているということも明らかで、生活の回復、維持、向上の観点からも実質賃金を意識した議論が必要ではないかと思います。

アメリカのトランプ関税の問題などありますとか、先行き不透明な要因はあろうかと思いますが、国内の消費を活性化することは不可欠であり、最低賃金の改定は、そういった社会不安への払拭と消費喚起にも寄与するものと考えております。

改めて、この本審議会に課せられた責任は大きいと思っておりまますし、私たちの役割と責任を果たさなければならないと思っております。

最低賃金法第1条に基づいた真摯な議論で公正な議論ができるように、三者構成の重みを踏まえつつ、労働者側としても最大限の努力をしていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

#### ○櫻井部会長

ありがとうございました。

では続きまして、使用者側委員、お願ひいたします。

#### ■石垣委員

本年度の状況というのは、今おっしゃったようなことも十分に加味しながら検討はしていきたいのですが、ただ、本来、国や地方自治体としてやらなければならないことと、企業として取り組めることと、そこはしっかりと意識した形で議論していくかないと、何もかもすべてを企業でまかなえというところは、少し無理があるのではないかと全体的に思っています。

というのは、物価高対策というのは、これは企業だけが努力して何とかするものではないので、当然ながら政府や国、あるいは地域における対応もあります。ちょうど朝の審議会でのお話にもありましたけれど、地域別に、地域で特別に社会保険料の補償をするとか、そういった取り組みというのは地方の中でされていることであって、企業は企業で取り組むところもあり、そういった努力もあります。

そこをかけ離れて、全体をすべて企業の対応の中で、賃金やそれに求めるというのは少し違うのではと、これは感想ですが、全体としてはそういうように思っております。

そこは、やはりバランスをとって、必要な生計費、あるいは生活を向上させるための最低賃金、セーフティネットとしての在り方を考えるべきだと、基本考えております。

その中において、基本的には最賃法の定める決定の三要素、生計費と賃金、事業主の賃金支払能力をしっかりと踏まえた議論をしていきたい。理想とか、そういった部分に惑わされることのないように、しっかりと社会の状況を見極めながら、三要素を踏まえ議論したい。

そして、先ほどご意見ありました、第4表に基づいた賃上げ率。そういったところもしっかりと見据えて、前向きに検討を進めていきたいと思っています。

ただ、京都はBランクでトップなので、そこまで揶揄されることはないんですが、最近においては、昨年の福島、あるいはその前の高知もそうですけれど、近隣府県の中で最低のポジションになってしまふということを回避するために、無理やり引き上げるというような動きも見えています。ということは、本来あるべきセーフティネットとしての審議会の在り方ということをしっかりと肝に据えた議論をしていかないといけません。本来の目的、最低賃金をどうするのかというセーフティネットの在り方というところを見落としたままの議論は、ちょっと違うのではないかなと思っています。

いずれにせよ、そういった実態的なところをしっかりと見据えて、前向きな検討を進めていきたいと思っています。以上です。

#### ○櫻井部会長

ありがとうございました。

はい、どうぞ。

#### ■沼田委員

今、労働者側から、先ほど国が示した基本方針に配意した審議を求めるというお話があったのですが、たしかにこの基本方針の中には、先ほど引用されたように、2020年代に全国平均1,500円という目標に向けて、たゆまぬ努力を継続するとは書いてあります。ここにあわせて、この政府の補助金による重点的な支援を行うことや、交付金等を活用した都道府県のさまざまな取り組みを十分に後押しすることによって、最低賃金の引上げに対応する中小企業、小規模事業者を大胆に後押しするということも書いてあります。

これも含めて配意しようということだと私は思っているのですが、ただこの中身がわからないのに、これを配意しようと言われても、どうしようもない、判断のしようがないということをずっと申し上げています。この中身を早く明らかにしてほしいと依頼させていただきます。

この「配意する」というのは、それも含めた配意だと思っているということを申し上げておきます。

○櫻井部会長

ありがとうございました。

他の委員の方から、補足などがありますか。

●■○各側委員

(意見等なし。)

○櫻井部会長

よろしいですか。

ありがとうございました。労使双方の基本的な考え方を今、聞かせていただきました。

まず労働者側からは、「新しい資本主義のグランドデザイン」のもとで示されている賃上げを持続的に行っていくという方針も念頭に置きながらやっていく必要があるということ。

それから、連合及び連合京都の賃上げの状況についても、今、情報をいただきました。そして、こういう組織労働者のみならず、そこでの賃上げということにとどまらない未組織の労働者、最賃近傍の労働者への賃上げの波及ということの重要性を主張されました。

さらに、やはり生計費を加味した議論として、実質賃金をどう考えるのかという議論が重要であるという点をご指摘いただいたと思います。

使用者側のほうからは、もちろん企業がすべきこと、この最賃の引上げに関する企業としての役割ということは重要だけれども、しかしながら、最賃や企業個別の取り組みがすべてではなく、あわせて国や地方自治体が、例えば物価高の対策であるとか、あるいは社会保険料の問題であるとか、そういうその他の社会施策に関してしっかり取り組むということも重要であり、そことのバランスを見ながら最賃の議論を行うべきであるというご主張をいただきました。

それから、もちろん三要素をしっかり考慮に入れた議論をする必要があるということ。その中には、先ほど沼田委員がご指摘されました、例えば第4表のデータなど、全国の状況を踏まえて、京都がどうなのかという賃上げ率の状況もしっかり見る必要があるということ。

それから、もう一つ大事な補足をいただいたと思うのですけれども、この平均1,500円を目指すたゆまぬ努力という、この政府の方針においても、政府の補助金、あるいは交付金などを活用した都道府県のさまざまな取り組みを十分に後押しすることとセットで提言されているものであるので、この内容を、本来であれば事前にもう少し詳細を知ったうえで、最賃の議論を進めることが必要だということを改めてご主張いただいたと思います。

今のような整理でよろしいですかね。もし何か抜けていたことがありましたら、よろしいですか。

ありがとうございます。

ほかに何か補足説明など、ありますか。

事務局からはよろしいですか。

○本間賃金室長補佐

資料第4表のコピーができましたので、今お配りします。

(事務局、資料配布)

○櫻井部会長

少しご説明いただいたほうがいいですか。

■沼田委員

その前に、この調査の中身、特性などどういう調査結果かということを先にご説明いただけませんか。

○川部賃金室長

そうですね。「調査の概要」という部分があったのに一緒に配らず、申し訳ありません。口頭で申し上げます。

賃金改定状況調査結果は、第4票は一番上に産業分類が示され、製造業から右側に向かって産業分類別に集計されています。調査対象としては、1万6486事業所から集めたデータをもとにA～Cランクごとに集計をされているようです。

労働者数は、3万1297人ということで、令和6年6月と令和7年6月の両方に在籍した労働者は2万5932人となっています。毎年度の労働者には変動がありますので、両年度の6月に在籍した労働者の割合は82.9パーセントになると説明されています。

■沼田委員

そもそも、労働者数が30人未満の事業所ですよね。

○川部賃金室長

そうですね。データベースのところに母集団のことが書いてあります。

常用労働者数が30人未満の企業に属する民営事業所から、都道府県別、産業別、事業所規模別に層化無作為抽出によって選定したものと書かれています。

■沼田委員

では厚労省が調査したということですね。

○川部賃金室長

そうですね。これも令和4年次フレームというデータベースをもとに厚労省が集計したものです。

○本間賃金室長補佐

少し補足をさせていただくと、今おっしゃっていただいたように30人未満の事業所を対象に厚生労働省が行っている調査でして、先ほどお示しした賃金実態調査は基礎調査というもので、これを各地方でこのように総括表をつくっているんですが、改定調査も同じように全都道府県で本省が行っておりまして、それで中賃の資料に活用するためにこのようにとりまとめているものでございます。

委員がおっしゃっていただいたように、30人未満が対象になっておりまして、この表に出ている業種が対象でございます。

○櫻井部会長

調査としては、別の調査なのですね。

○本間賃金室長補佐

広く言うと賃金実態調査はこの2種類なので、同じくくりの調査なのですが、調査自体はやり方が違うのですね。基礎調査は、その年の6月の賃金だけで、改定調査のほうは、ことしと前年の6月の賃金を出してもらって比較しているものです。

○櫻井部会長

サンプル数も、先ほどのは、1,000事業所ぐらいだったので、それに比べると、こちらのほうは、はるかに大きいです。

○本間賃金室長補佐

こちらは全国なので。京都だけだともっと少なくなると思います。

○櫻井部会長

それで、こちらは全国版のデータ、第4表を取り出していたもので、こ

れの京都版がもしあるのならばあらためて提出していただくということですか。

■沼田委員

そういうことです。

○川部賃金室長

確認してみます。

■沼田委員

全国版の数字も解説していただければありがたいです。

○川部賃金室長

全産業計ということで、6ページの第4表①は産業別で男女計です。京都が属するBランクの賃金上昇率は、前年の6月との比較で2.9パーセント上昇ということになっています。前年の上昇率が2.4パーセントということなので、それよりも上回っています。

それから、次の表②一般労働者とパート別の賃金上昇率は一般とパートで分けられています。例えば一般労働者の賃金上昇率は、Bのランクを見てみると、2.5パーセント上昇ということで、前の年は1.8パーセントですから、それよりも上回る上昇率だったということです。

それから、パートのところもBランクは、これは前年の集計のときと同様の3.5パーセント上昇という数字になっています。

それから、次の8ページ表③は、前年度と今年度の両方に在籍した労働者だけで集計された上昇率ということです。それで見ますと、産業計のBランクのところは3.4パーセント上昇で、前年は2.9パーセントでしたから上回っています。

参考に、一般とパートのところのBランクを見ていただきますと、一般は3.3パーセント上昇で、前年2.6パーセントを上回っています。

パートのところは、前年よりも1ポイント低下していますが、3.6パーセント上昇しているということになっています。

第4表①から③については以上です。

すみません、全体の特徴を事前につかんだうえでご報告できればよかったですですが、この場ではぱっと見ての説明で申し訳ありません。

■沼田委員

私からではおかしいのかもしれませんのが追加説明をさせていただきます。

○川部賃金室長

補強いただければお願ひします。

■沼田委員

前回、賃上げの状況ということで、先ほど少し申し上げましたけれども、連合のほうから、例えば全体では 5.26 パーセントであるとか、300 人未満のところが 4.7 パーセントであるとか、99 人以下でも 4.38 パーセントの賃上げが実際にされています。経団連の集計でも、500 人とかというレベルでの集計がされています。厚労省のほうで正式に、この 30 人未満の小規模事業者のところでの賃上げが 6 月の時点でどうなっているか、昨年に比べてどうなっているかというのを集計すると、全体では 2.9 パーセント、京都の B ランクのところでしたら 2.9 パーセントですし、全国で言えば 2.5 パーセント程度しか賃金は上昇していません。

ただ、この第 4 表①とか②は、毎年パートの方は職場を変わっていかれことがあるので、第 4 表の③は前年も、今年も在籍されている方を対象にして調査した結果がどうかと言えば、京都、B ランクでしたら 3.4 パーセントで、それから全国では 3.2 パーセント。この程度の賃金の上昇しかないというのが実態で、これが厚労省の調査結果だということです。もう一回説明をさせていただきました。

間違いないですかね、私の説明は。

○本間賃金室長補佐

間違ひありません。

■沼田委員

ということです。よろしくお願ひいたします。

○櫻井部会長

ありがとうございました。

ほかにはよろしいですか。

では、先に進みます。本日時点では目安額が示されていない状況ではありますけれども、公益委員のほうで、もし労使各側からご意見を聞かせていただくということがありましたら、本日、この専門部会の終了後にお聞きすることもできますが、いかがですか。

本日は、よろしいですか。

(使用者側委員からは申し出なし)

○櫻井部会長

はい。では次回以降にまた詳しく。

(労働者側は) よろしいですか。お伺いするということで。

●大西（幹）委員

この後でということですか。

○櫻井部会長

はい、この会の終了後、公益委員とお話をする必要がありましたら。

●大西（幹）委員

では少しだけ。

○櫻井部会長

はい、わかりました。

では、河原先生もよろしくお願ひいたします。

今後につきましては、中貸の目安答申、一きょう1時（13時）からの会議ということですが、これがどういう状況かについて、事務局から説明を受けたのちに、できるだけ早い段階で、労使各側から具体的な改正額に関するご意見をまたご報告いただく機会をいただきたいと思っておりますので、今後も労使双方、ご協力をどうぞよろしくお願ひいたします。

最後に、今後の日程の話に移らせていただいてよろしいですか。何もありませんか。

では、今後の日程について、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

○川部賃金室長

次回以降の専門部会の審議日程につきましては、前回、第2回全員協議会で日程表を配付しておりますけれども、まずは当初日程での各委員の出席予定につきまして、よろしくお願ひしたいと思います。

また、本審のほうで、8月5日の開始時間を早めたい旨の説明をさせていただいたところです。よろしくお願ひいたします。

その上で、あす、朝の時点における中貸の情勢によりまして、中貸の目安答申の情報や資料が示されない場合は、あす予定しております第2回専門部会は延期することになります。それ以降も目安答申が示されるまでの間は、順次、専門

部会を延期させていただくことになりますので、目安答申が示されて、第2回専門部会の開催日時をどうするのかということが決まりましたら、直ちに各部会委員にご連絡いたしますので、よろしくお願ひいたします。

また、このように中賃の目安答申が遅れ、専門部会の開催日程が後ろにずれるということが今後生じてきた場合には、専門部会の延期になった回数分の審議日程を確保していく必要から、8月18日（月）の週以降にも、専門部会での審議を継続していく必要が生じることも想定されますので、その点、ご理解をお願いいたします。

そのため、現在、事務局から日程調整のご依頼をさせていただいているところです。日程調整では、この間、ほんとうに再三お手数をおかけして恐れ入りますが、あす午前中までにお返事いただきますようお願いしているところですので、皆様のご協力のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

事務局からは以上となります。

#### ○櫻井部会長

はい、ありがとうございます。

お盆明けにずれ込む可能性も出てきていて、ほんとうに大変な中、皆さんにご負担をおかけしますけれども、第2回以降、具体的な金額をあげて審議を進めてまいりたいと思います。

この夏は異常に暑い日が続くと思うのですけれども、次回以降も、皆様、どうぞご協力よろしくお願ひ申し上げます。

では、本日の専門部会は以上で終わらせていただきます。

#### ■深沢委員

日程調整のことで一つよろしいですか。

結構早めにお送りしたと思うのですが、やはりその間も予定が入ってきます。空けて待っておくわけにはいかないので、例えばですが、2日間で確定させるから、その間はマルを付けたところは予定を入れないでくれと言われば、まだ確保できますが、一週間ぐらいかかるとそれまでブロックしてというのは無理です。できれば、そういうやり方はできませんかね。返事をすぐに入れると、2日間で決めるから、その間はマルを付けたところは確保しておいてくれとか、そういうやり方がいいと思います。返事を送った以降にどんどん予定が入ってきますので、マルをしていたからオーケーだったよねと言われても、いや、予定が入りましたという話になってしまふのです。

#### ○本間賃金室長補佐

なかなかどうしても、集まつてくるのにばらつきがあります。

■深沢委員

いや、もうそれは強制的に。

○本間賃金室長補佐

おっしゃることはごもっともので、もっと事務局でなんとかいたします。

○小笠原労働基準部長

早めに日程調整を行います。

■深沢委員

定足数を満たせばいいという話ではないと思いますのでね。

○本間賃金室長補佐

もちろんです。

○小笠原労働基準部長

早めに回収して、日程をすぐにお知らせをいたすように努力したいと思います。

■深沢委員

バツをしていなくても。

○小笠原労働基準部長

どんどん日程が入ってきますよね。

■深沢委員

日程が入つてくるということをご理解いただきたいのです。

○本間賃金室長補佐

それは当然だと思います。

■深沢委員

でも、そうならないようにしたいので、早めに決められないかなということです。

○櫻井部会長

では、今後のご対応よろしくお願ひいたします。

明日の開催に関しては、明日の朝、メールにて、あるか、ないかということを確認すればよいということですね。

○川部賃金室長

そうですね。明日朝判断をさせていただきます。

○櫻井部会長

では、まだ不確かなどころが多くて、ご迷惑をおかけしますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

どうもありがとうございました。